

平成17年度 定例監査結果公表

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに大崎町監査委員条例第4条の規定に基づき、平成17年度会計に係る定例監査を実施しましたので、その結果を同法199条第9項並びに同条例第8条の規定により、次のとおり公表します。

1 監査の対象

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 経営に係る事業の管理
- (3) 備品の管理状況

2 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成17年12月1日から平成18年2月23日まで実施

3 監査結果および意見

- (1) 財務に関する事務の執行について

平成17年度の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令および条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目的

的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。

工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

- (2) 経営に係る事業の管理について

水道事業の経営については、現在のところ健全経営がなされていると認められる。

今後も、なお一層の経営合理化を図りながら、事業の使命である安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

- (3) 備品の管理状況について

平成16年度購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされていたが、備品番号の記入もれや、備品台帳の

不備が数件見られた。

備品は、町の財産のひとつでもあるので、現物を常に把握し有効利用するとともに、不用品物は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められたい。

- (4) その他

事務処理等において依然として不備が見受けられるので、事務処理および書類作成の際は、十分注意しながら正確な処理を心がけられたい。また、監査の過程で指摘されたものについては、厳重に注意を払い、同じ過ちを繰り返すことのないよう、留意されたい。

平成18年2月24日

大崎町監査委員 園田 忠

高野初雄

日本ハードウェア株式会社 増設工場が完成!



日本ハードウェア(株)は、平成元年12月に本町の誘致企業として操業し、自動車部品などの金型を製造しています。平成9年には冷間鍛造金型の高度化を目指した応力解析研究と解析設計による試作研究を行うための研究施設を設置し、さらに平成15年には冷間圧造用工具の生産能力を拡大するための工場を増設しています。

このたび完成した増設工場では、モデル解析装置の製造販売と解析サービス、試作金型の製造を行うもので、用地面積5,579平方メートル、建物面積341・29平方メートルとなっています。



日本ハードウェア(株)の小川益治代表取締役が2月20日(月)、町長室を訪れ、増設工場の完成を記念して大崎町社会福祉協議会に、「福祉のためにお役立てください。」と寄付をしてくださいました。ありがとうございました。